告示

埼玉県告示第千三百六十一号

定により、次の表の上欄に掲げる歳入の納付について同表の中欄に掲げる者を指定地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規 納付受託者に指定した。

令和五年十一月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

歳入、 指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

して納付される歳入	シュレス決済を利用	伴い実施するキャッ	四十四号)の施行に	和四年埼玉県条例第	止する等の条例(令	埼玉県証紙条例を廃	歳
株式会社アプラス	一番三号	大阪府大阪市浪速区湊町一丁目	代表取締役社長 福岡 聡	株式会社埼玉りそな銀行	目四番一号	埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁	地、名称及び代表者氏名指定納付受託者の事務所の所在
			で	十月三十一日ま	日から令和十年	令和五年十月一	指定期間

二 指定をした日

令和五年九月十九日